**居宅介護支援事業所における特定事業所加算の算定に係る**

**管理者と介護支援専門員の兼務について**

　居宅介護支援事業所における特定事業所加算の算定に係る人員配置要件については、

下記のとおりですのでお知らせします。

　なお、下記の人員配置要件により特定事業所加算の算定区分が変更になる場合は、

速やかに加算の変更届**（令和２年10月１日付け）**を提出してください。

記

**１．特定事業所加算の算定に係る人員配置要件**

1. 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる

常勤の介護支援専門員」に、管理者を兼務する介護支援専門員は含まれません。

1. 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる

常勤の主任介護支援専門員」に、管理者を兼務する主任介護支援専門員は含まれます。

1. 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる

常勤の介護支援専門員」に、管理者を兼務する主任介護支援専門員は含むことが可能です。ただし、この場合は以下の点に留意してください。

○常勤かつ専従の主任介護支援専門員と重複して人数に数えることはできません。

○同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務することはできません。

**２．特定事業所加算の算定が認められない場合の例示**

　以下に、特定事業所加算の算定が認められない場合について、具体的な例を用いて

お示しします。あくまで一例ですので、ご参考の上、各事業所の実情に照らし合わせてご確認ください。

①　特定事業所加算Ⅱの算定が認められない場合

|  |
| --- |
| ＜特定事業所加算Ⅱの算定に係る人員配置要件＞  厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）八十四  イ（２）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を３名以上配置していること。  ロ（２）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。 |
| ＜特定事業所加算Ⅱの算定が認められない人員配置＞  常勤職員１　　管理者兼介護支援専門員  常勤職員２　　介護支援専門員  常勤職員３　　介護支援専門員  常勤職員４　　主任介護支援専門員  非常勤職員１　介護支援専門員  前項の１．（ア）より、管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」には含まれないため、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員は２名となり、特定事業所加算Ⅱの算定は認められません。  ※同様の人員配置の場合、特定事業所加算Ⅲの算定は可能となります。  ※前項の１．（イ）より、常勤職員４を管理者兼主任介護支援専門員に、常勤職員１を介護支援専門員に変更することで、特定事業所加算Ⅱの算定が可能です。 |

②特定事業所加算Ⅲの算定が認められない場合

|  |
| --- |
| ＜特定事業所加算Ⅲの算定に係る人員配置要件＞  厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）八十四  ロ（２）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。  ハ（３）専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を２名以上配置していること。 |
| ＜特定事業所加算Ⅲの算定が認められない人員配置＞  常勤職員１　管理者兼介護支援専門員  常勤職員２　介護支援専門員  常勤職員３　主任介護支援専門員  １項の１．（ア）より、管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」には含まれないため、専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員は１名となり、特定事業所加算Ⅲの算定は認められません。  ※１項の１．（イ）より、常勤職員３を管理者兼主任介護支援専門員に、常勤職員１を介護支援専門員に変更することで、特定事業所加算Ⅲの算定が可能です。  ※１項１．（ウ）より、常勤職員１が管理者兼主任介護支援専門員であった場合、常勤職員１もしくは常勤職員３のどちらか一方を、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員に含むことができ、特定事業所加算Ⅲの算定が可能です。 |

**３．本件の取扱い適用時期**

【既に特定事業所加算を算定している居宅介護支援事業所】

　本件に係るホームページを公開するまでは、１項の１．（ア）について、特定事業所加算の人員配置要件である専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員に含めている事業所もあると認識しています。既に特定事業所加算を算定している

居宅介護支援事業所は、自主点検のうえ、人員配置要件を満たさない場合は、速やかに加算の取り下げもしくは下位区分への変更の届出**（令和２年10月１日付け）**を行ってください。

また、実地指導時等における指導や届出の審査においては、令和２年（2020年）10月算定開始分以降について、本件の内容を適用し、指導対象とします。

【今後、特定事業所加算の算定を開始する事業所】

　本件に係るホームページ公開日以降に、特定事業所加算を算定するための届出を

行う居宅介護支援事業所は、本件に係るホームページ公開日からこの取扱いを適用

します。